

## 「熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル」改正の概要

### 【背景】

近隣諸国での口蹄疫続発及び訪日外国人の増加等により、我が国への侵入リスクが増大する中、

- ① 平成28年における悪性家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ)発生の経験を踏まえた組織体制等の見直し(熊本県鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルの改訂:平成29年12月21日)
- ② 口蹄疫の病性鑑定に係る変更(平成30年5月25日付け農林水産省動物衛生課長通知)、口蹄疫発生時の健康管理体制の構築(平成30年4月12日総務省安全厚生推進室長通知)を踏まえ、「熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル」を改正し、本県における防疫体制の充実に資する。

### 【主な変更点】

#### 1 県防疫体制の見直し

- (1) 庁内及び関係団体からの動員について、**飼養頭数の規模に応じた基本動員計画**を作成(牛:50頭、100頭、200頭、豚:1,000頭、2,000頭)
- (2) **獣医師会との防疫協定に基づき、事前にリストアップされた動員候補が派遣されることについて明記**
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ発生時の組織体制に準じ、「**総合指揮所**」、「**総括責任者**」、「**工程管理責任者**」、「**連絡補助員**」等を新たに設置

#### 2 防疫作業従事者に対する健康面等への配慮を追記

- (1) 防寒対策(**ストーブと防寒シート**)の充実及び**軽食(パン等)**の提供
- (2) 家畜の所有者や防疫作業従事者の**精神的ストレス対応(相談窓口等)**について明記

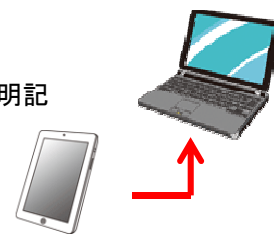


#### 3 病性鑑定に係る方針変更について追記

- (1) 農林水産省が緊急の精密検査を行う必要がないと判断した場合であっても、検体を採材し、専門機関(動物衛生研究部門)で確認検査を実施することを追記

#### 4 その他

- (1) **タブレット端末を導入した迅速かつ的確な緊急病性鑑定(病変画像診断)**の手順を策定し、明記
- (2) **県外動員者をサポート**するための宿泊施設や輸送手段の確保業務について明記
- (3) **発生地住所等の情報**を周辺農場に提供することを追記
- (4) 24時間以内の殺処分、72時間以内の防疫措置を完了すべき目安となる農場規模を明記



### 【参考】

#### これまでのマニュアルの編成等

- 平成16年10月制定 熊本県家畜伝染病防疫対策要綱の制定に伴い、防疫措置の具体的要領を記載
- 平成22年 8月改訂 宮崎県における口蹄疫の大規模な発生を契機に初動時の手法や体制整備の見直し
- 平成24年 4月改訂 家畜伝染病予防法改正、新しい飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の制定
- 平成27年11月 国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」が改訂
- 平成28年12月 熊本地震の発生、県内2例目となる高病原性鳥インフルエンザ発生
- 平成29年12月 「県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を改正